明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三四）　一

〔告　示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府四四～五三）　三
○総合特別区域計画の認定を取り消した件（同五四～五八）　四
○総合特別区域の区域を解除した件（同五九～六三）　五
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務一三四）　六
○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同一三五）　七
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働一六一）　七
○港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示（海上保安庁一六）　三
○係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示（同一七）　三

〔官庁報告〕
官庁事項
麦の需給に関する見通しの公表について（農林水産省）　二六
労　働
最低工賃の決定及び廃止決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一）　二九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本放送協会入札、税理士登録者・証票無効・登録抹消、地方公務員共済組合連合会役員の就任関係　四二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四四

府　令

○内閣府令第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十条の二及び第三十条の三の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年四月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄